

議第81号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例
京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
第56条第1項第1号中「統計法」の右に「(昭和22年法律第18号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

統計法の一部の施行に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。